

令和2年度第6回自転車の活用推進に向けた有識者会議

第5回における各委員からのご意見 及び
目標「都市環境」「安全・安心」の措置の修正について



第5回における各委員からのご意見



委員からの主なご意見

「安全・安心」について(交通安全教育)

- ✓ 幼児同乗自転車は、地域によって5歳までと(公安委員会規則で)規定されている。未就学児までと改正するとともに、小学生以上を乗せないこと、幼児座席のシートベルト着用の徹底を図るべき。
- ✓ 小学校6年間で1回のみ交通安全教育では伝わらない。保護者も含めた家庭への自転車ルールの周知のため、母子手帳の交付時にチラシを渡すなどの啓発を検討できないか。
- ✓ 文科省、厚労省で連携し、保育園や幼稚園での交通安全教育ができないか。
- ✓ GIGAスクール構想(タブレットを使った学校教育)にも交通安全教育を取り込むべき。
- ✓ 地域の駐輪場を活用し、管理者の声掛けやデジタルサイネージ、ポスターの設置等により、交通ルールの周知を図るべき。
- ✓ 自動車教習所における自転車安全教育について、実態として教習所コースに矢羽根はなく、教本にも載っていない印象。更に進めていただきたい。
- ✓ 道交法63条の4で、自転車は「やむを得ない」場合の歩道通行が認められ、利用者の判断に拠っている面もある。ルールを周知するとともに、車道通行が原則である旨を計画に明記すべき。
- ✓ ヘルメット着用は、子どもだけではなく全年齢を対象とするよう「自転車安全利用五則」を見直すべき。

「安全・安心」について(保険)

- ✓ 就業時の事故や、オフロード走行時の事故、特殊な自転車(ハンドサイクル等)の事故等は、通常の自転車保険の対象外と聞く。国として整理・発信し、正しい理解を促すべき。
- ✓ インバウンド回復を見込み、外国人旅行者の保険加入促進についても検討すべき。

「都市環境」について(自転車通行空間の整備等)

- ✓ 環境に配慮した交通体系等も踏まえ、国としても整備をしっかりと進める旨を記載すべき。
- ✓ 国としても、自治体が手を挙げるのを待つだけでなく、ガイドラインへの成功事例の盛り込みなど積極的に動いてほしい。地方整備局による講習会なども行っているのではないか。
- ✓ 通学路だけでなく、スーパーや病院周辺など多くの生活者が自転車で通る道についても、高齢者の利用等の観点から点検すべき。
- ✓ 幹線道路よりむしろ生活道路(細街路)で通行空間を確保している地域もある。自動車のルートとは別の安全な場所に自転車通行空間を整備するという観点が必要ではないか。
- ✓ ネットワーク整備の考え方を自治体に周知するため、好事例の評価・表彰が必要。
- ✓ 「ほこみち」は、シェアサイクルポートの設置場所を誤ると、ほこみち空間に自転車が無秩序に入り込んでしまう懸念もある。歩行者の快適性など留意点も記載願いたい。
- ✓ ほこみちのポート設置は、ポートから出入りする車道部分の扱いについて整理が必要。

その他(個別施策)

- ✓ 高速バスへの自転車の積載は、国交省としてバス事業者にどこまで働きかけるのか。
- ✓ オープンデータ化に関し、日本ではGoogle検索で自転車のルートが表示されず、海外に比べて遅れている。原因を確認し、対策を進めるべき。
- ✓ 観光分野における自転車活用の好事例の共有が必要。

その他(個別施策)

- ✓ WEBアンケートの意見は、まとめずに回答文のまま公表することも検討すべき。
- ✓ 次期計画の策定後は、毎年シンポジウムを開催し、進捗状況の確認、国内外の事例共有などの情報発信を検討すべき。

高速バスへの自転車の積載について



委員コメント

✓ 高速バスへの自転車の積載は、国交省としてバス事業者にどこまで働きかけるのか。

現状認識

- ✓ 国の標準約款では自転車の積載の可否について明記はせず、バス事業者においてトランクルームの容量や他の旅客の荷物への影響等を踏まえて、自転車の積載の可否を判断している。
- ✓ 国としては、サイクルバスの取組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、ベストプラクティスの共有を行うことで、バス事業者におけるサイクルバスの導入について検討を促すこととしている。

一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款(抄)

(最終改正:国土交通省告示第553号令和元年9月24日)

(無料手回品)

第43条 旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に掲げる制限以内の手回品(旅客の携行する物品で当社が引渡しを受けないものをいう。以下同じ。)を無料で車内に持ち込むことができます。

- (1) 総重量10キログラム
- (2) 総容積0.027立方メートル(0.3メートル立方)
- (3) 長さ1メートル

(有料手回品)

第44条 旅客は、その携行する手回品(前条の規定により無料で車内に持ち込むことができる手回品を除く。)で次の各号に該当するものを手回品料金を支払って車内に持ち込むことができます。ただし、当社は、他の旅客の迷惑となるおそれのある手回品の持込みを拒絶することがあります。

- (1) 重量30キログラム以内の物品
- (2) 容積0.25立方メートル以内の物品
- (3) 長さ2メートル以内の物品

(手回品の持込み制限)

第45条 旅客は、前2条の規定にかかわらず、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

(手回品等に関する責任)

第56条 当社は、その運送に関し、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、当社又は当社の係員がその滅失又はき損について過失があったときは、この限りではありません。

<自転車を積載可能な高速バスの事例>



高速バスブルーライナーは自転車の積み込み「輪行」を応援します！
※3列シートタイプのバスは対象外となります。

利用条件

必ず以下の規程をお守りください。

- 1. 総重量が最大10kg以内
- 2. 総容積が最大0.027立方メートル以内
- 3. ハードタイプの自転車は、積載可能ではありません。
- 4. 自転車を折りたたむ場合は、折りたたみ状態での積載が可能です。

積込料金

積込料金 1台(車) 1,500円
バス1台につき先着2台まで

高速バスブルーライナー：料金支払いにより積み込み可

【出典】バスのる.jp HP



料金

高速乗合バス + 自転車(バス積み込み)

- ・ブルーライナー(広島～尾道・因島)(片道)
- ・しまなみライナー(広島～今治)(片道) <予約制>

※レンタサイクルの場合は、販売席数の制限はございません。

※輪行(バッグ)に入れてお客様がトランクルームに積込みをお願いします。

広島バス：自転車持込をセットにした切符を販売

【出典】広島バスHP

観光分野における自転車活用の好事例について



委員コメント

✓ 観光分野における自転車活用の好事例の共有が必要。

現状認識

✓ 観光分野における自転車活用の好事例が各地で出てきており、他地域の参考となるような好事例の横展開を図っていく。

ツアーガイド等の学習を通じた 観光と地域づくりの人材育成 (北海道ほか)



■実施主体

(株)アーチ・ヒーロー北海道

〔自治体、サイクリング協会、観光事業者、地域商社等と協働〕

■概要

- ・ 自転車愛好家、自治体担当者など多様な者が参加するワークショップや体験サイクリング等を通じて、サイクリングツアーガイドや地域の魅力発信等の在り方について学ぶ場を提供し、**観光と地域づくりの人材を育成**。
- ・ 官民連携による継続的な取組により、イベントを通じた人のつながりを生み、サイクリングツアーの価値向上につながっている。

公共交通、地元ガイドを組み合わせた ポタリングツアー (徳島県)



ポタリングナビゲーター研修の様子(祖谷渓コース)

■実施主体

(株)AWA_RE、(一社)プロンプトンポタリング協会

■概要

- ・ 従来のサイクリングとは違ったポタリング(自転車での散歩)を、英国製のおしゃれな折り畳み自転車に乗って体験するサービスを提供。
- ・ 鉄道・バスや船などの**公共交通との連携**(輪行)により、女性・若年層含めた幅広い客層にサービスを提供するとともに、「持ち歩く2次交通」としての自転車の活用で**地域観光における交通インフラの問題を解消**。
- ・ **地元自転車ガイド**が、調べただけでは行けない場所や人とのつながり、その地域ならではの物語を提供。

複数のサイクリングルートとの連携による 世界市場の呼び込み (しまなみ海道、ビワイチ、やんばる)



■実施主体

愛媛県今治市、広島県尾道市、滋賀県守山市、沖縄県名護市等が協働
※(株)せとうちプレミアムを立ち上げ

■概要

- ・ **3ルートで連携**し、日本観光のゴールデンルート(東京、富士山、京都など)と並ぶ、「**サイクリング・ゴールデンルート**」の**形成・ブランド化**に向け、インバウンド向け情報発信動画を制作。
- ・ 韓国・オーストラリアから著名なサイクリストを招聘した体験ツアーを実施し、3ルートへの**海外からの誘客を推進**。

自転車損害賠償責任保険等の補償範囲について



委員コメント

- ✓ 就業時の事故や、オフロード走行時の事故、特殊な自転車(ハンドサイクル等)の事故等は、通常の自転車保険の対象外と聞く。国として整理・発信し、正しい理解を促すべき。

現状認識

- ✓ 自転車の損害賠償責任保険は大きく分けて、「人に掛ける」保険、「車体に掛ける」保険の2種類が存在。前者は業務利用は対象とならないが、後者は業務利用時の事故も補償対象となる。
- ✓ 国としても、自転車利用者が加入すべき損害賠償責任保険等に関する情報を整理し、きめ細かく発信していく。

保険加入により適用される補償

		自転車損害賠償責任保険等 (個人賠償責任補償)	TSマーク付帯保険 (赤)
保険の概要		被保険者(個人)の事故 に備えた保険	自転車に貼付される TSマークに付帯 された保険 ※TSマーク貼付自転車の搭乗者が補償対象となる
補償範囲	対象車種	自転車一般 ※ 普通自転車以外の自転車を含む (タンDEM自転車、ハンドサイクル、MTB等)	普通自転車のみ
	対象使用方法	日常利用 ※ 業務上の自転車利用を除く ※競技場での競技中や、スキー場、公園等、公道 上以外の場所(オフロードを含む)での使用も 免責とはしていない	日常利用のほか、 業務上の自転車利用も含む ※競技等及びそれに準ずる方法・態様による 使用は対象外

※保険商品により異なる場合あり

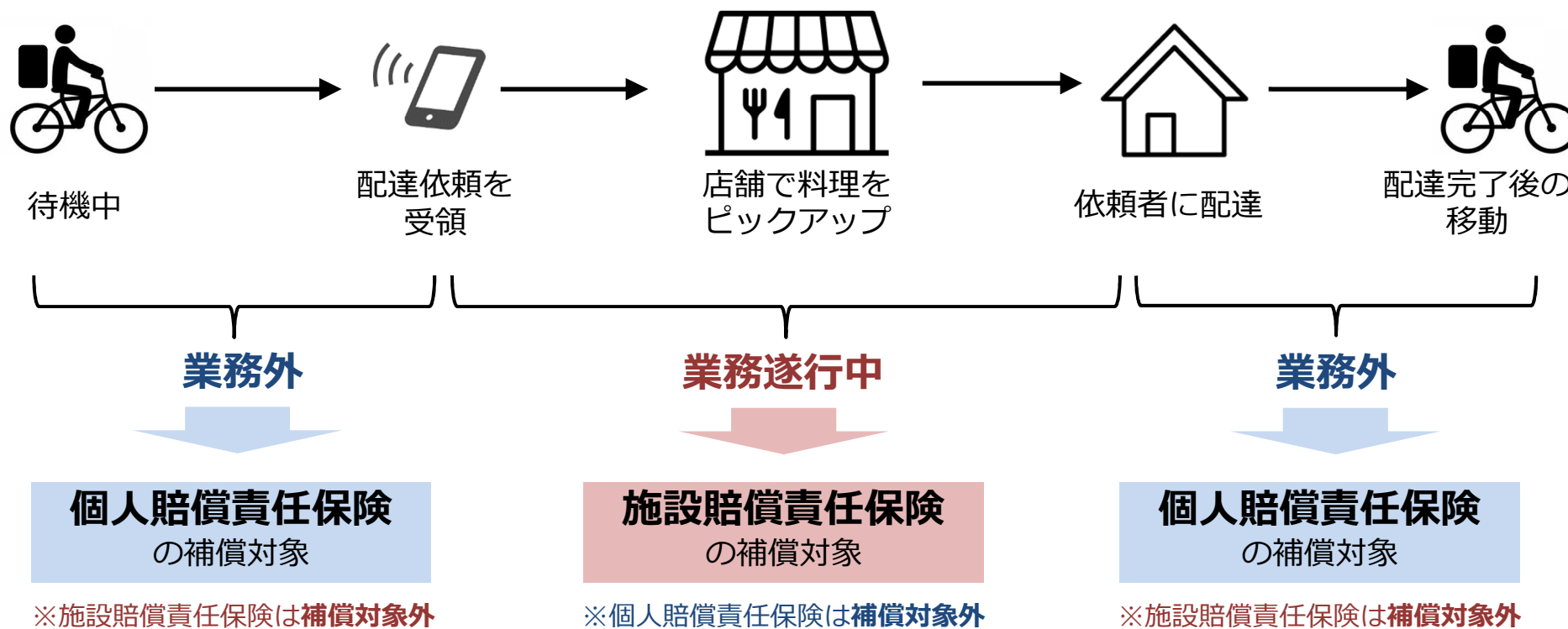
【出典】国土交通省調べ(協力:日本損害保険協会)

【参考】フードデリバリー等の自転車損害賠償責任保険について



- フードデリバリーサービス等の配達員の自転車事故については、配達依頼を受領してから配達完了までの移動は業務遂行中とみなされ、施設賠償責任保険の補償対象となるが、個人賠償責任保険は補償対象外となる。
- 一方で、配達依頼受領までの待機中や配達完了後の移動については、業務外の扱いとなり、施設賠償責任保険は補償対象外となるが、個人賠償責任保険は補償対象となる。

自転車によるフードデリバリー時の賠償責任保険の適用範囲のイメージ



※ フードデリバリーサービスのプラットフォームを提供する事業者によっては、雇用関係のない配達員に対し、施設賠償責任保険のプログラムを提供している。

【出典】国土交通省調べ

「都市環境」「安全・安心」の措置の修正について



委員コメント

✓「ほこみち」は、シェアサイクルポートの設置場所を誤ると、ほこみち空間に自転車が無秩序に入り込んでしまう懸念もある。歩行者の快適性など留意点も記載願いたい。

現状認識

・歩行者利便増進道路(ほこみち)の指定に当たっては、自転車通行空間の確保を検討するよう通達で示している。

【参考】歩行者利便増進道路の指定について(令和2年11月25日)
「歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、自転車については「車両」であるという大原則を踏まえ、歩行者と自転車を極力分離するよう、自転車が車道を通行するための道路空間について検討すること。」

・歩行者の快適性を確保しつつ、ほこみち制度の活用により、シェアサイクルポートの設置を促進していく。

措置 修正案

「地域を豊かにする人中心の賑わいのある道路空間を構築する取組の一環として、歩行者利便増進道路(ほこみち)等において、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保しつつ、シェアサイクルのサイクルポートの設置を促進することにより、回遊性の確保等による歩行者等の利便性の向上を図るとともに、サイクルポートの設置とあわせた自転車通行空間の整備を推進する。」

委員コメント

✓ 小学校6年間で1回のみ交通安全教育では伝わらない。保護者も含めた家庭への自転車ルールの周知のため、母子手帳に記載するなど検討できないか。
✓ 文科省、厚労省で連携し、保育園や幼稚園での交通安全教育ができないか。

現状認識

・幼稚園教育要領、保育所保育指針等において、幼児が「交通安全の習慣を身に付けるようにする」と定められており、これに基づいて、教育・保育の各現場で対応を図っている。

・今後、各省庁で連携し、未就学児のみならず、保護者も含めた具体的なアプローチについて方策を検討していく。

措置 修正案

「未就学児及び児童生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する効果的な交通安全教育や、保護者への自転車の安全利用に関する意識向上を図る取組の実践方法や事例等を関係機関へ周知する。」

今後の進め方(案)

